

2024年11月10日

お客さま各位

## でんさいネットの業務規程等一部改正のお知らせ

日頃は、京葉銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。  
さて、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）は、インターネット・バンキング契約がなくてもでんさいを利用できる「でんさいライト」のリリースに伴い、2024年11月18日から、でんさいネットの業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」という。）を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

また、京葉銀行でんさいサービスは、従来よりインターネット・バンキング契約がなくても利用できる環境があり、「でんさいライト」は導入いたしません。当行のでんさいサービスのご利用には変更はないことを合わせて、お知らせいたします。

### 1. 業務規程等の改正日

2024年11月18日

### 2. 業務規程等の改正点

#### (1) でんさいネットへの直接請求チャネルの追加・チャネル移行等

- ・でんさいネットの利用に当たって、でんさいライトにより利用する方法等を規定するため、業務規程第11条第2項を改正。
- ・間接アクセス方式とでんさいライトのチャネル移行に係る規程を追加するため、業務規程第11条第3項を追加。
- ・でんさいライトの電子記録の請求等について、でんさいネットが定めるところにより、電子記録の請求に必要な事項をでんさいネットに提供することを規定するため、業務規程第23条第1項および第2項を改正。
- ・でんさいライトの利用に係る免責事項を反映するため、業務規程第64条第2項を改正。

#### (2) 利用申込

- ・でんさいライトの利用契約については、でんさいネットから利用開始通知を送付することを反映するため、業務規程第13条第3項を改正。

(3) サービス仕様（決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映）

- ・でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを規定するため、業務規程第 12 条第 3 項第 3 号を追加。
- ・でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加するため、業務規程第 22 条第 1 項第 12 号を追加。
- ・でんさいライトにより電子記録をした場合の通知について、でんさいネットから利用者へ直接通知することを反映するため、業務規程第 25 条第 2 項を改正。
- ・でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 26 条第 4 項を改正。
- ・でんさいライトの利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 2 項を改正。
- ・でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、請求の通知をすることおよび指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 3 項を改正。
- ・でんさいライト利用の場合、でんさいネットから利用者に対し直接、通知をすることを規定するため、業務規程第 27 条第 5 項を改正。
- ・でんさいライトの障害時対応について規定するため、業務規程第 28 条第 2 項を追加。
- ・でんさいライトの利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映するため、業務規程第 57 条第 1 項を改正。

(4) 手数料

- ・利用者がでんさいライトによる請求の手数料をでんさいネットへ支払うことを規定するため、業務規程第 61 条第 2 項を改正。

### 3. 改正後の業務規程等

改正後の業務規程等、新旧対照表については、でんさいネットのホームページからご確認ください。

以 上